【資料 14】

新潟市障がい福祉課
平成 26 年 12 月 18 日
第 14 回条例検討会資料

合理的配慮の提供に係る義務の対象者の範囲について

委員　田中伸至

前回議題になりました標記事項に係るわたしくの発言つきまして、委員長及び事務局から補足説明を求められましたので、下記のとおり、書面により申し上げます。なお、時間の制約もあり、よくよく詰めた文章にはなっておりませんことを申し添えます。

記

１．合理的配慮の提供に係る義務の名宛人を「市」「事業者」から「何人も」あるいは「市民」に変更することは、法的義務が課される対象者と対象となり得る局面を大幅に拡大するものです。相当の規制拡大であり、単なる「表現」の変更にとどまるものではありません。

検討会で相当の時間を使って行った差別事例の分析では、ほとんどが一定の事業分野での事例であったように記憶しております。家族や相隣関係について委員の間で時間を取って検討した記憶はありません。

にもかかわらず先日の会議では、会議終了前、わずか数分のうちに２，３名の委員からご発言をいただいただけでかかる大幅な規制強化が決められるかのような流れになりましたので、とりあえず一例を挙げ一言申し上げた次第です。

２．一般に、法的義務の対象者の拡大など規制強化を行う場合は、その規制強化を求める側が政策立案過程においてその主張に関する説明責任を負います。

この件については、おそらく、

①　何故、「市」「事業者」以外の者も法的義務の対象とされ、場合によっては、氏名の公表という相当重い不利益を強制される地位に置かれなければならないのか。そこまで重い負担を課さなければならない理由はあるのか。あるいは、仮に「市」「事業者」以外の者も法的義務の対象とした場合でも、「市」や「事業者」と同様、勧告や氏名公表の対象にまでする必要があるのか

②　「市」「事業者」以外の者も法的義務の対象とした場合にどのような不都合が想定されるか。そうした不都合があるとして、どのように解消されるのか

③　名宛人を拡大している地方公共団体において、地方公共団体、事業者以外の者が助言やあっせん等の対象となった事例はあるのか。ないのであれば何故敢えて名宛人の拡大をしなければならないのか。そうした事例があったとして、何か問題は生じていないのか

④　名宛人を地方公共団体と事業者に限定している地方公共団体において、何か不都合な事例はあったのか。ないのであれば何故敢えて名宛人を拡大しなければならないのか

など、制度設計の基本的なことがらについて、まずは、合理的配慮の提供に係る義務の名宛人を「市」「事業者」以外の者とすべきと主張する側になにがしかの説明をしていただくのが通常の議論の進め方ではないかと考えます。

３．「事業者」と障がい者との関係は程度の差こそあれ、いわば当該サービスや財を利用するときに生じる部分的・局所的な関係です。これに対し、障がい者とその家族などとの関係は、生活全般に及ぶ総体的な関係です。その全般的な関係の中から合理的配慮の不提供の場面だけを取り出して公権力が介入するのには、観念的なレベルではありますが違和感がありました。

例えば、要保護児童の保護を担当する児童相談所では、児童福祉司、精神科医、児童心理司、保健師、理学療法士などの専門職員の関与の下で、家族関係全般・全体像を観察しながら保護や家族の再構築の取組みを行っていると聞きます。

家族については局所的な関係を抜き出して公権力が対応するのが可能なのか、そのことが家族関係の維持保全（あるいはこじれた家族関係の修復）にとって良い影響を与えるのか素朴に疑問に思います。家族関係の中の局所的な出来事を抜き出して公権力が介入しても問題はないというのであればその旨ご説明いただければ幸甚です。

４．５条の不当な差別的行為については、１号から８号の列記において、事業者の行う行為が想定されています。９号のバスケットクローズ規定も、その前の具体的な各号列記の内容との並びで内容は制限的に解釈しなければなりませんから、何がしかの事業者が行なう事業的な行為を拾う趣旨と理解されます。このように不当な差別的行為については文言

では「何人」が名宛人ですが、解釈上実際は、名宛人は何らかの「事業者」に限定されているように見えます。

一方、各号列記のない合理的配慮の規定の名宛人を「何人」とすると、両規定間で相当のアンバランスが生じます。このアンバランスがなぜ認められるのか、説明があればご教示方お願いいたします。

また、家族や相隣関係についても、事業者に対するのと同様、何らかのガイドラインをご用意されるのか、そうしたガイドラインを作成することは可能なのか、ご教示いただければと思います。

５．そもそもの疑問なのですが、あっせん勧告公表システムの対象者は、合理的配慮の不提供については、法的義務（ないし努力義務）の対象である「市」「事業者」に限られているというように事務局は整理されていたのでしょうか。条文案では明確ではありませんが、わたくしはそのように理解しておりました。

そうではなく、合理的配慮の不提供にかかるあっせん勧告公表システムの対象者は「何人」もである、ということであれば、６条の名宛人の拡大不拡大という本件議論はあまり意味を持たなくなります。

しかし、法的義務も努力義務も負わない者があっせん勧告公表システムの対象になること自体については別途説明が必要になるかもしれません。